

## 白山中学校跡地地域開放施設利用団体に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、白山中学校跡地について、地域ニーズ等を踏まえ、地域に開放する施設として、利用できる団体等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (施設)

第2条 地域に開放する施設は、川崎市麻生区白山1丁目1番1号にあるグラウンド及び体育館とする。

### (利用団体)

第3条 施設を利用できる団体は、市内在住者が10人以上所属し、かつ、施設の利用調整を行っている一般社団法人白山まちづくり協議会(以下「まちづくり協議会」という。)による運営、及び施設におけるイベントに協力する団体とする。

2 施設を優先的に利用できる団体は、別表に掲げる旧白山中学校校区を含んだ王禅寺中央中学校校区、及びその隣接町丁に住所がある者が、代表者であり、かつ、構成員の2分の1以上の団体とする。

### (団体登録)

第4条 施設を利用する団体は、白山中学校跡地施設利用団体(登録・変更・抹消)申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、利用者名簿及び利用者全員の傷害保険等加入証書の写しを添付し、まちづくり協議会宛て申請し団体登録をしなければならない。

### (団体登録変更)

第5条 構成員に変更が生じた団体は、申請書に必要事項を記入し、利用者名簿に加え、新たに構成員となったものがある場合は当該構成員の傷害保険等加入証書の写しを添付し、まちづくり協議会宛て申請しなければならない。

( 団体登録抹消 )

第 6 条 登録を抹消する団体は、申請書に必要事項を記入し、まちづくり協議会宛て提出しなければならない。

( 利用報告 )

第 7 条 施設を利用した団体は、地域開放利用報告書 ( 第 2 号様式 ) に必要事項を記入し、施設利用後速やかにまちづくり協議会宛て提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

旧白山中学校校区を含んだ王禅寺中央中学校校区	その隣接町丁
白山1～5丁目、王禅寺、王禅寺東1～5丁目、王禅寺西5丁目、王禅寺西7丁目、下麻生2丁目、下麻生、虹ヶ丘1～3丁目、早野	東百合丘3～4丁目、上麻生4～5丁目、王禅寺西8丁目、下麻生1～3丁目、王禅寺東6丁目

# 白山中学校跡地 施設利用団体(登録・変更・抹消)申請書

該当するものに

年 月 日

一般社団法人白山まちづくり協議会会長 様

利用団体名

住 所

代表者名

印

次のとおり申請します。

利用施設	グラウンド ・ 体育館 ( を記載 )
利用目的	
利用責任者	住 所 氏 名 電話番号
備 考	利用にあたっては、利用のルールを遵守します。

添付書類 資料1 利用者名簿

資料2 利用者全員の傷害保険等加入証書の写し

変更申請の場合は、資料1と2の変更部分のみを添付

抹消申請の場合は、本申請書のみ

年 月 日

## 地 域 開 放 利 用 報 告 書

一般社団法人白山まちづくり協議会会長 様

利用団体名

利用責任者氏名

電話（自宅）

電話（緊急連絡先）

次のとおり施設を利用しましたので、報告いたします。

地域利用施設	白山中学校跡地 グラウンド・体育館（ を記載）					
利用日時	年 月 日（ 曜日） 時 ~ 時					
利用内容						
利用人員	幼 児	小学生	中学生	一 般	計	備考
	人	人	人	人	人	
用具・設備等の 使用状況等	使用した (使用した用具類) 使用していない					
設備の点検	異常なし 用具・設備（ ）を壊した（連絡済・連絡未） ガラスを破損した（連絡済・連絡未）					
清掃・後片付け の確認	ゴミ類の後始末 使用施設の清掃（トイレ含む） グラウンドの整備 施 錠（体育館利用者は警備セットを含む）					
その他 (連絡事項)						

この報告書は利用後すみやかに 一般社団法人白山まちづくり協議会まで提出してください。